

※以下の網かけ部分は、素案からの変更箇所です。

地方独立行政法人 京都市産業技術研究所中期目標（案）

～京都発の知恵と技術で世界初を創造～

（基本的な考え方）

地方独立行政法人京都市産業技術研究所（以下「産技研」という。）は、大正5年に西陣織物同業組合から有姿のまま西陣織物染織試験場施設の寄付を受けて発足した「京都市染織試験場」を公式の起源としており、他方、大正9年には「京都市工業研究所」を設立し、平成28年に創設100周年を迎えた。産技研は、これまで一世紀もの長きにわたり、定款に定めるとおり「京都のものづくり文化の優れた伝統を継承し、発展させ、新しい時代の感性豊かで先進的な産業技術を創造する使命を持つ公的な産業支援機関として」、京都の産業の発展を技術面から支えることで、地域経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的に取り組んできた。

そして、京都市産業技術研究所整備基本構想に掲げたように、「いたずらに目先の数的競争原理に惑わされることなく、矜持を堅持しつつ、独特のものづくり文化の質の錬磨と創造的な展開に努め」、得意技術・固有技術を伸ばし、京都になくしてはならない、市民と一体となり市民に開かれた研究所を目指している。

産技研は平成26年4月に地方独立行政法人に移行し、第1期中期目標期間（平成26年度～29年度）において、中小企業等に対する技術相談、試験・分析、ものづくりの担い手育成等により京都産業の下支えに着実に取り組むとともに、企業や関係機関と連携した研究開発に精力的に取り組んできた結果、個々の企業等では対応することが困難な技術の実用化に向けた大きな成果を挙げ、中小企業等の成長を支援してきた。

一方、市内中小企業のおかれた状況に目を向けると、少子高齢化による労働力人口の減少への懸念、国内市場の縮小など、乗り越えるべき課題に直面しており、とりわけ伝統産業においては、需要の低迷により出荷額が減少し、後継者の確保や技術の継承等が困難な状況にある。

そのため、産技研においては、第1期の取組を踏まえ、新事業創出に資する研究開発、商品化・市場化までを見据えた新技術・新製品の開発支援、知恵産業の創出支援、中小企業等の販路開拓の取組への支援、知的財産権を含めた研究成果の中小企業等への普及、若手作家等に対する自立への支援、I o T・ビッグデータ・人工知能（A I）などの進展を視野に入れたI T利活用等による生産性向上の支援について、更なる取組を推進していく必要がある。

~~しかしながら、商品化、市場化までを見据えた新技術・新製品の開発支援、中小企業等の販路開拓の取組への支援、若手作家等に対する自立への支援、知~~

財を含めた研究成果の中小企業等への普及については、今後、更なる強化が必要であり、加えて、人口の減少による労働力不足が見込まれる中、生産性向上のための技術支援の役割が、産技研には期待される。

こうした状況のもと、第2期中期目標期間においては、京都産業の活性化、地域経済の発展に寄与していくため、第1期の取組を踏まえ、新事業創出に資する研究開発、知恵産業の創出支援、IT利活用等による生産性の向上や、あらゆる場面における積極的な情報発信を含め、更なる取組を推進していく必要がある。

さらにまた、産技研は、これまで文化の視点を意識し、京都が培った文化資源を活用した新事業の創出支援など、京都産業のブランド化、高付加価値化に取り組んできた。文化の力で全国の地方創生を推進し、我が国全体の活力を高めることが期待されている中、文化庁の京都への全面的な移転を受け、産技研は、文化を基軸とした産業振興をより一層推進することが求められている。

これらのことを踏まえ、このような社会情勢や時代の要請に対して、第1期に引き続き、地方独立行政法人の特長を最大限いかした自主、自律的な組織運営の下、「京都市産業戦略ビジョン」及び「第3期京都市伝統産業活性化推進計画」等に掲げる京都市産業振興政策の一翼を担い、京都経済の活性化、伝統産業をはじめとした市内中小企業の更なる成長・発展、市民生活の豊かさの実感に貢献する産技研の業務運営の目標として、ここに中期目標を策定する。とともに、中長期的視点に立った次の百年の礎を築いていくための業務運営目標として、ここに中期目標を策定する。

第1 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成30年4月1日から平成34年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

産技研は、技術相談、試験・分析、研究開発、知恵産業の推進、ものづくりの担い手育成及び研究会活動の6本柱を連携させた総合的な技術支援に加え、積極的な情報発信や他機関等との連携を推進することで、中小企業等の下支えや成長支援に取り組むとともに、創業の促進に技術的側面から貢献していく。

また、京都市の産業振興施策の企画立案に積極的に参画し、中小企業等のニーズを施策に反映させる。

1 6本柱を連携させた総合的な技術支援の充実

産技研は、自らの強みをいかした産技研技術の実用化、製品化といった「技術の産業化」へつなげるとともに、ものづくりの担い手を支援、育成するため、6本柱の事業を連携して行うことで、中小企業等への総合的な技術支援を行う。

(1) 技術相談

技術相談は、産技研の利用拡大につながるきっかけにもなることから、いつでも気軽に相談できる体制の下、相談内容に応じた的確な対応に努めていく。

相談の対応に当たっては、産技研が培ってきた研究成果や研究員の専門的知識を活用して具体的な解決策や製品の更なる改良を提案するとともに、生産現場での技術相談を実施するなど、きめ細やかな対応により、中小企業等が抱える技術課題を解決し、新たな事業展開につなげる。

(2) 試験・分析、設備機器の整備及び利用

製品の品質、性能試験など中小企業等からの試験・分析依頼には、信頼性の高い試験結果を迅速に提供する。

また、設備機器は、企業ニーズが高く中小企業等では導入が難しいものや研究開発に必要不可欠なものを計画的に整備して適切に保守管理するとともに、整備した設備機器が一層利用されるよう、利用者視点に立ってサービス向上に努める。

なお、設備機器の導入に当たっては、外部資金も積極的に活用する。

(3) 研究開発の推進

地域の中小企業等のニーズに的確に対応するとともに、国際的な競争の中でも優位に立てるよう、産技研の強みをいかして伝統産業から先進産業までの研究開発に取り組む。

ア 戦略的な研究開発の推進

中長期的な観点で将来の地域産業を見越した先進的な研究開発及び実用化、製品化に直結する研究開発を体系立てて戦略的に行う。

また、新成長分野であるライフサイエンス産業やグリーン産業を振興させる研究開発、1200年の歴史に培われた京都の伝統文化を基軸とした更なる研究開発、ITの利活用によって生産性向上を支援する研究開発及び中小企業等の下支えにつながる研究開発の5つを重

点分野に位置づけて取り組む。

なお、研究開発に当たっては、国や公益財団法人等から交付される競争的資金等の外部資金も積極的に活用する。

イ 共同研究、受託研究

中小企業等が単独で行うには困難な基盤技術の高度化、新製品の開発及び新事業の創出を支援するため、共同研究、受託研究を推進する。こうした取組を通じて、産技研が持つ保有技術やノウハウを中小企業等へ効果的かつ効率的に技術移転する。

また、産学公の連携を推進するとともに、大学との共同研究を充実させて中小企業等への技術支援に役立てる。

(4) 知恵産業の推進

知恵ビジネス(※)を目指すものづくり中小企業等の発掘、成長支援及び技術の実用化、製品化といった「技術の産業化」に取り組み、**京都市をはじめとした行政機関や、公益財団法人京都高度技術研究所、京都商工会議所**など他の産業支援機関や大学などとも連携して、「知恵産業のまち・京都」を推進する。

※ 知恵ビジネス

企業独自の強みや伝統と先進の融合など京都の特性をいかしながら、新たな視点によって中小企業等が独自のビジネスプラン、技術、商品、サービスを開発して顧客創造を図るビジネスのこと。

ア 知恵産業の推進

伝統産業から先進産業まで幅広い産業分野において企業マッチングを促進するとともに、事業化、製品化に挑戦する中小企業等に対して、技術支援、販路開拓支援を行うことにより、新たな京都ブランドの創出を加速させる。

また、伝統産業技術後継者育成研修の修了生を含めた若手作家や職人に対して、知恵ビジネスの視点を意識して商品開発から販路開拓まで一貫した支援を行い、分野を横断した交流にも取り組む。

イ 研究成果の普及

産技研の研究成果を中小企業等へ技術移転し、技術の実用化、製品

化といった「技術の産業化」につなげるため、これまで以上に中小企業等との接点を増やすとともに、積極的かつ分かりやすく情報発信する。

また、研究開発により得られた新しい技術や知見は、公的な知的財産として適切に保護し、中小企業等で有効に活用されるよう努める。

(5) ものづくりの担い手育成

中小企業等の技術者に対して、研究開発で必要となる高度な技術や知識に関する研修を行い、中小企業等が求める技術者を育成して業界の発展を図る。

また、伝統産業分野においては、業界とも連携して伝統産業技術後継者育成研修を行い、長い歴史に亘って培われた技術や感性を次代の担い手に伝えて、伝統技術を継承することで伝統産業の活性化を図る。

(6) 研究会活動

伝統産業から先進産業にわたる業界別の研究会は、産技研と業界を結ぶ掛橋である。業界が抱える課題やニーズの把握に加え、会員相互の技術交流、新技術、新製品に関する情報提供及び研究成果の技術移転など、研究会活動を通じて会員企業の技術力向上を支援する。

また、様々な企業が集まる「京都ものづくり協力会」や、各研究会の横断的活動を支援し、異業種が持つ技術の融合を図ることで新商品の共同開発や新事業の創出を促進させるとともに、異なる分野の技術者との交流を通じて、柔軟で幅広い視野を持ったものづくりの担い手を育成し、会員企業の成長につなげる。

2 情報発信の強化

産技研をより一層利用してもらうため、ホームページ、メールマガジン及びマスメディアの活用など広報活動の充実を図り、中小企業等が求める情報を積極的かつ分かりやすく発信する。

また、産技研の活動内容を広く市民にも知ってもらうため、市民しんぶんへの掲載など多様な手法で広報活動を行うとともに、市民が関心を持って参加しやすい事業を行うなど、産技研のより一層の認知度向上に取り組む。

特に、次代を担う子供たちには、京都のものづくり文化の伝統や素晴らしさを伝えるとともに、伝統技術の継承につながる取組を積極的に進める。

3 連携の推進

中小企業等に対して、総合的な支援を行うため、関係機関との連携を推進する。

(1) 産業支援機関等との連携

京都市をはじめとした行政機関，公益財団法人京都高度技術研究所や京都経済センター（仮称）など他の産業支援機関等と連携し，お互いの強みをいかして中小企業等に対する効果的な支援を行う。

(2) 大学との連携

大学との共同研究を充実させるほか，大学のまち京都の優位性をいかして研究者の交流，学生の受入及び共同事業の開催など多角的な連携を図る。

(3) 京都バイオ計測センターの活用と産学公の連携

地域産学官共同研究拠点である「京都バイオ計測センター」に配備された高度研究機器を活用して，産学公連携の下，ライフサイエンス関連産業の育成に取り組む。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

産技研は，地方独立行政法人の特長を最大限いかし，自主，自律的な運営の下，引き続き経営感覚も取り入れ，組織や業務の改善を図っていく。

1 組織運営の改善

産技研の設立目的や中期目標の達成に向け，予算や人員の戦略的な配分，配置を行うとともに，意思決定を迅速に行い，効率的，効果的な組織運営を図る。

社会経済状況や中小企業等のニーズなど，産技研を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できるよう，将来を見据えた戦略的な組織体制を構築する。

(1) 組織体制の強化

経営企画室，研究室，知恵産業融合センターの各機能を向上させるとともに，緊密な連携を図り，組織体制を強化する。

また，緊急性や重要度の高い課題を迅速に解決できるよう，必要に応じてプロジェクトチームを編成するなど機動的かつ柔軟な組織編制を行う。

特に、経営企画室は、法人運営の要として、自律的な業務運営に向けて事務職員のプロパー化を計画的に進め、企画立案機能を強化する。

(2) 職員の確保及び育成

今後の社会情勢の動向を見据え、中長期的な視点に立って優秀な職員を計画的に確保するとともに、機動的かつ多様な方法で職員を確保する。

また、職員研修などを通じて研究能力の向上を図るとともに、先見性や優れた感性を備え、マネジメント力、技術プロデュース力を持った職員を育成する。

(3) 技術の継承

チーム制を核とした体制の中で、産技研が長年培ってきた得意技術や固有技術を継承し、発展させる。

加えて、OB職員等が持つ蓄積された技術の有効活用を図る。

2 業務の評価及び検証

各業務の目的に沿って、地域特性を踏まえた京都ならではの評価軸を設定し、定期的にその実績を把握して達成状況を検証し、業務改善につなげる。

第4 財務内容の改善に関する事項

産技研は、運営費交付金を効果的、効率的に活用するとともに、自主的、自律的な運営に向けて運営費交付金以外の収入の確保を図り、財務内容の改善に取り組む。

なお、京都市は、産技研が公的な産業支援機関としての使命を果たせるよう、業務遂行に必要となる運営費交付金を確保する。

1 経費の効果的かつ効率的な執行

計画的かつ適切に法人業務を行うため、中期計画の予算を作成し、予算の弾力的かつ効果的な執行を行う。

また、職員のコスト意識を醸成するとともに、組織運営の効率化、予算の効率的な執行、契約方法の改善等により、経費の節減を図る。

なお、経費の節減に当たっては、利用者へのサービスの質を低下させることのないよう留意する。

2 収入の確保

法人業務の一層の充実に向けて、外部資金や寄付金など、運営費交付金以外の収入の増加に努める。

3 サービス向上等に向けた剰余金の有効活用

産技研の経営努力によって生じた剰余金については、研究開発やサービス向上等、法人の円滑な運営に資するよう有効に活用する。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 コンプライアンスの徹底

法令遵守はもとより、市民から信頼され期待されるよう、高い倫理観を持ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保する。

2 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

職員の守秘義務と組織としての秘密保持を徹底し、個人情報、企業情報等、職務上知り得た秘密について、適切な管理を行い、漏えいを防止する。

また、市民に開かれた研究機関として、積極的な情報の公開及び提供を行い、説明責任を果たす。

3 環境、安全衛生管理の徹底

利用者が安全で快適に利用できるとともに、職員が安全な環境で業務に従事することができるよう、事故発生の防止に向けて、安全対策の徹底を図る。

また、職員が心身ともに健康を保持し、その能力を十分発揮できるようにする。

4 施設の維持管理

計画的に施設の改修を行うなど、適切な維持、保守管理により長寿命化を図る。